

随時受付

八千代市営霊園合葬式墓地利用者募集要項

合葬式墓地の利用を希望される方は、この「八千代市営霊園合葬式墓地利用者募集要項」を確認の上、お申込みください。区画（利用場所）については、申込順に割振りをさせていただきます。

○ 申込み	平日	AM 8:30～PM 5:00	市役所 2階 健康福祉課
		AM 8:30～PM 4:00	八千代市営霊園管理事務所
	土・日・祝日	AM 8:30～PM 4:00	八千代市営霊園管理事務所



もくじ

○ 施設利用概要，利用資格等

1 八千代市営霊園の概要	P 1
2 合葬式墓地概要	P 2
3 合葬式墓地使用料	P 2
4 利用資格	P 3
5 納骨できる焼骨の範囲	P 3
6 納骨壇の利用期間の延長	P 3

○ 合葬式墓地利用許可の手続き

1 申込区分	P 4
2 申込期間及び利用許可予定日	P 4
3 申請方法	P 4
4 利用許可について	P 5
5 申込完了から利用開始までの流れ	P 5
6 よくある質問	P 6

○ 改葬の手続き

1 改葬とは	P 7
2 申込の手続き	P 7
3 全体の流れ	P 7

施設利用概要，利用資格等

1 八千代市営霊園の概要



- (1) 敷地面積 18,964 m² (約 1.9ha)
- (2) 墓 所 芝生墓地 1,328 区画 ※全区画完売。返還等により空き区画が出たときのみ募集(抽選)
合葬式墓地 4,260 体分
- (3) 開 園 日 年間を通じて，墓参りいただけます。(休園日はありません。)
- (4) 開園時間 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
※ お盆・お彼岸時は開園時間を延長することがあります。
- (5) アクセス 北総線 小室駅から徒歩 30 分
- (6) 駐 車 場 55 台完備

2 合葬式墓地概要

合葬式墓地は一つの納骨室に多くの焼骨を納骨する新しい利用形態の墓地です。

納骨室（建物内部）には、1 体用と 2 体用の納骨壇が設置してあります。建物の内部には納骨する時にしか入れません。納骨後の参拝は建物の外の参拝広場で行います。

納骨後は、市が永年管理するため、お墓の承継者がいない方でもご利用できます。また 65 歳以上の方を対象に生前申込を行うことができます。



利用許可日から 20 年間は地上 1 階及び 2 階部分の納骨壇に納骨されます。利用期間終了後は地下の合葬室において永年埋蔵されます。また、納骨壇の利用期間は、最大 10 年まで延長が可能です（詳細は 5 ページを参照）。なお、地下に合葬された後の焼骨は返還することができません。



※ 利用する納骨壇の位置は選べません。

3 合葬式墓地使用料

合葬式墓地の使用料は利用許可証交付後、利用許可日における月の最後の平日までにお支払いいただきます。使用料は下記のとおりとなります。

- (1) 墓地使用料 1 体用： 110, 000 円（消費税込）
 2 体用： 220, 000 円（消費税込）

※ 注意事項

- 1 管理料はかかりません。
- 2 納入された使用料はお返しできません。

4 利用資格

次の要件を満たしていることが必要です。なお、分骨による申込みはできません。

(1) 焼骨を所持している方

- ①本市に1年以上居住しており、住民基本台帳に記録されている方。
- ②「芝生墓地」の利用権を有していないこと。
- ③ 納骨する焼骨は下記の「5 納骨できる焼骨の範囲」であること。

(2) 生前申込の方

- ① 本市に1年以上居住しており、住民基本台帳に記録されている方で、申込者本人が利用すること。
- ② 「芝生墓地」の利用権を有していないこと。
- ③ 申込者の年齢が65歳以上であること。
- ④ 2体用の合葬式墓地の利用許可を受けようとする場合は、申請者と一緒に納骨する予定の焼骨は下記の「5 納骨できる焼骨の範囲」であること。

5 納骨できる焼骨の範囲

申込者と、納骨予定者は下記の関係にあることが必要です。また、申請後の納骨予定者の変更はできません。

- (1) 本人
- (2) 配偶者 ※事実上の婚姻関係を含む。
- (3) 血族3親等以内（父母、祖父母、子、孫、曾祖父母、曾孫、兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めい）
- (4) 姻族2親等以内（父母、子、兄弟姉妹、祖父母、孫）
- (5) 養父、養母、養子

6 納骨壇の利用期間の延長

納骨壇利用許可者は、利用期間の満了する日までに申請すれば、市長の許可を受けて、次に定める期間の範囲内で、納骨壇の利用期間を延長することができます。

(1) 延長可能な期間

延長の申請日時点において、下記の①と②のいずれか早い日まで1年単位で延長可能です。

- ① 焼骨の納骨が完了した日から20年を経過する日
- ② 当該利用許可の日から30年を経過する日

※ 納骨が完了していない場合は、②の日までとなります。

(2) 延長に係る使用料

- ① 1体用 延長期間1年につき5,500円（消費税込）
- ② 2体用 延長期間1年につき11,000円（消費税込）

合葬式墓地利用許可の手続き

1 申込区分

申込区分	1 体用	A 区分	焼骨 1 体分を所持しており申込を行う方
		B 区分	65 歳以上の方で、生前に <u>自分用のお墓</u> として使用したい方
	2 体用	C 区分	焼骨 2 体分を所持している。 または、焼骨 1 体分を所持し、今後もう一人分を使用したい方
		D 区分	自分ともう一人分として使用したい方 (65 歳以上の生前申込み)

2 申込期間及び利用許可予定日

- (1) 申 込 期 間 随時（空き状況は八千代市ホームページに掲載）
- (2) 利用許可予定日 原則として申込を行った月の 2 か月後の 1 日

例：申込日：7 月 15 日 → 利用許可予定日：9 月 1 日

3 申請方法（※郵送提出は受け付けておりません）

申請については、下記書類をご準備のうえ、市役所健康福祉課窓口か市営霊園管理事務所窓口で「合葬式墓地利用許可申請書」に必要事項を記入していただき申請していただきます。

(1) 焼骨を所持している（A・C区分）の場合

- ① 申込者の住民票（申込日の 1 か月以内に発行のもの）
- ② 申込者の戸籍謄本（申込日の 6 か月以内に発行のもの）
- ③ 死体（死胎）火葬許可証（写し）
- ④ 申請者と埋蔵される焼骨、または、埋蔵される予定の方との続柄が明らかになる書類（例：戸籍謄本、改製原戸籍謄本）
- ⑤ 窓口に来庁される方の身分証明書（例：免許証やマイナンバーカード等）
- ⑥ 委任状（代理人が申請する場合）※ 様式は自由です。
- ⑦ 【改葬の場合】納骨している事実が証明できる書類（例：焼骨埋蔵証明書等）

(2) 生前申込（B・D区分）の場合

- ① 申込者の住民票（申込日の 1 か月以内に発行のもの）
- ② 申込者の戸籍謄本（申込日の 6 か月以内に発行のもの）
- ③ 申請者と埋蔵される焼骨、または、埋蔵される予定の方の続柄が明らかになる書類（例：戸籍謄本、改製原戸籍謄本）
- ④ 窓口に来庁される方の身分証明書（例：免許証やマイナンバーカード等）
- ⑤ 委任状（代理人が申請する場合）※ 様式は自由です。

4 利用許可について

申請手を完了された方には、利用許可日の1週間前を目安に利用許可証及び使用料の納入通知書を送付します。使用料の納期限は利用許可日における月の最後の平日となります。市役所、支所・連絡所または取扱金融機関でお支払いください（手数料はかかりません）。

※ 注意事項

- 1 納期限までに納入されない場合は、利用許可の取消しとなる場合があります。
- 2 納付いただいた使用料は返還できません。
- 3 利用許可証は、焼骨の納骨・改葬、利用権の承継及び記載事項変更届等の際に必要となりますので、失くさないよう必ず利用者が保管してください。

5 申込完了から利用開始までの流れ

1 申込完了	「3 申請方法」に記載の書類を準備し、窓口にて利用申込申請完了
↓ 申込の日から2か月後の1日頃	
2 許可証交付	「合葬式墓地利用許可証」及び「使用料納入通知書」を郵送します。 納期限までに使用料をお支払いください。
↓	
3 使用料支払	「使用料納入通知書」を使用して、使用料を支払います。
↓	
4 墓地利用開始	使用料納入後、利用を開始（納骨）できます。
↓ 墓地利用開始後、納骨する場合	
5 納骨予約	健康福祉課（TEL：047-421-6731）もしくは市営霊園管理事務所（TEL：047-489-7466）にお電話いただき、①希望日②希望時間をお伝えいただき、納骨の予約を行ってください。
↓ 納骨する日の1週間前までに申請	
6 納骨申請	健康福祉課窓口もしくは市営霊園管理事務所窓口にて、下記書類を提出してください。 (1) 合葬式墓地焼骨埋蔵届（窓口にあります。） (2) 合葬式墓地利用許可証（2で交付を受ける書類） (3) 死体（死胎）火葬許可証（原本）、又は、改葬許可証（原本） (4) 使用料納入の領収書 ※ (4)については、利用許可から1か月以内に納骨する場合のみ
↓	
7 納骨当日	申請した日時に市営霊園にお越しいただき納骨を行います。 ※ 市営霊園職員が立ち会いを行いますので、市営霊園管理事務所までお越しください。

6 よくある質問

Q 1. 申請した人と別の人を納骨できますか？

A 1. 申請時に記載した納骨予定者以外を納骨することはできません。

Q 2. 納骨壇の場所を選ぶことはできますか？

A 2. できません。申請をいただいた順番に応じて納骨壇の割り振りを行っています。

Q 3. 利用許可日に納骨することは可能ですか？

A 3. 可能です。その場合、使用料の支払い及び納骨の申請を早期に行う必要があります。
ご希望の場合は、健康福祉課までご相談ください。

Q 4. 3名分の申請は可能ですか？

A 4. 利用資格を満たした申請であれば可能です。その場合、1体用を3名分申請いただくか、または、2体用と1体用で申請いただくことになります。

Q 5. いつまでに申請を行えばいいですか？空きがなくなることはありますか？

A 5. 合葬式墓地の申請は随時募集しています。納骨壇は空きがありますので、すぐに申請できなくなることはありません。空き状況については、市HPに掲載しています。

Q 6. 別のお墓を墓じまいして、合葬式墓地を申請することはできますか？

A 6. 可能です。その場合は、P7「改葬の手続き」をご覧ください。申請をお願いいたします。

Q 7. 市営霊園行きのバスは運行していますか？

A 7. お盆とお彼岸の時期のみ、臨時送迎バスを運行しています。

Q 8. 花や線香は売っていますか？

A 8. 線香及びライターは市営霊園管理事務所にて販売しています。花は通常日は販売していません。お盆やお彼岸の期間のみ販売を行っています。

改 葬 の 手 続 き

1 改葬とは

改葬とはお墓や納骨堂に埋葬された焼骨を他のお墓や納骨堂に移すことをいいます。八千代市営霊園に改葬する場合は、①合葬式墓地への申込と②改葬許可申請の2つの手続きが必要となります。

2 申込の手続き

(1) 合葬式墓地の申請

P4～P5を参照の上、合葬式墓地の利用申込の手続きを実施します。改葬の際は、焼骨埋蔵（収蔵）証明書が必要になります。これは、現在、納骨されている霊園等でこの方が納骨されていますということを証明していただくものとなります。

書類の名称については、各霊園等で違う可能性がありますので、納骨をしている霊園等にご相談ください。

(2) 改葬許可申請

現在焼骨が納骨されている霊園等がある市区町村で改葬許可申請を行い、改葬許可証の発行を受けます。申請を行う時期については、合葬式墓地の申請と同時期になりますが、市区町村によっては、改葬許可申請を行う際に、改葬先の許可証の写しを求められる場合があります。この場合は、合葬式墓地の申請を先に行い、合葬式墓地利用許可証の発行を受けた後に改葬許可申請を行うこととなります。

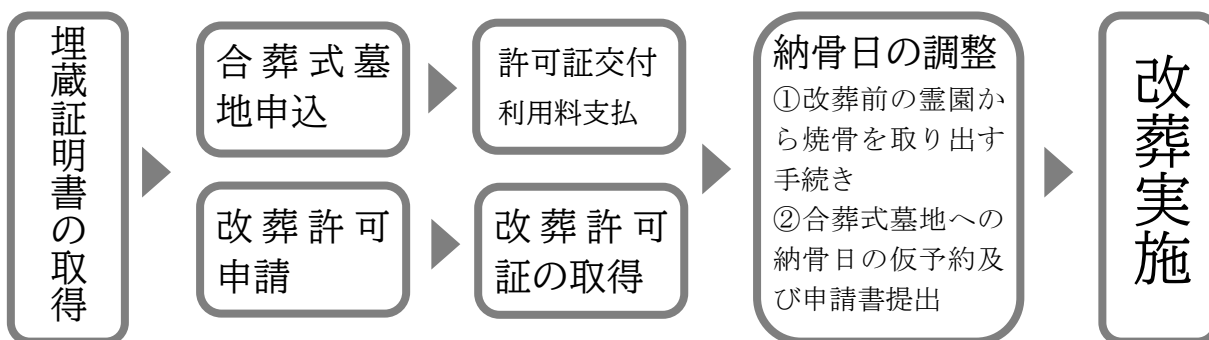
詳しい申請の手続きについては、改葬前の霊園等がある市区町村にお問い合わせください。

(3) 納骨

改葬前の墓地から焼骨を取り出し、合葬式墓地へ納骨を行います。焼骨の取り出し作業に関する手続きについては、改葬前の霊園等にお問い合わせください。また、改葬前の霊園への手続きで改葬許可証の提出を求められる場合がありますが、改葬許可証の原本については、合葬式墓地への納骨手続きの際に必要となりますので、必ず返却を受けるようお願いいたします。

合葬式墓地への納骨手続きについては、P5の「申込完了から利用開始までの流れ」をご参照ください。

3 全体の流れ



八千代市営霊園 案内図



お問い合わせ先

＜墓地の概要，見学，納骨等に係るお問い合わせ＞

〒276-0001

八千代市小池 1521-1

八千代市営霊園 管理事務所

☎ 047-489-7466

＜利用申込みに係るお問い合わせ＞

〒276-8501

八千代市大和田新田 312-5

八千代市役所 健康福祉課 地域福祉班

☎ 047-421-6731 (直通)